特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
松原市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
松原市長

公表日
令和4年12月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年法律第103号）第１９条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）で定められた次の①～⑨の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。 ①歯周疾患検診 ②骨粗しょう症検診 ③健康診査（保険未加入者等） ④肝炎ウィルス検診 ⑤胃がん検診 ⑥肺がん検診 ⑦大腸がん検診 ⑧子宮がん検診 ⑨乳がん検診
③システムの名称	1. 保健事業支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康増進情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定個人の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第１９条第8号　別表第二の１０２の２の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第５０条 【情報提供の根拠】 ・番号法第１９条第8号　別表第二の１０２の２の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第５０条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部　地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課 電話072-334-1550（代）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	伊藤　仁之	地域保健課長　吉田　友紀子	事後	
平成28年9月9日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第54条を追加	事後	
令和1年5月7日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	地域保健課長　吉田　友紀子	地域保健課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和4年11月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健事業支援システム	1. 保健事業支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
令和4年11月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第50条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）　第50条	事後	
令和4年11月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　政策法務課 電話072-334-1550（代）	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所　健康部　地域保健課、総務部　総務課 電話072-334-1550（代）	事後	
令和4年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和4年10月1日	事後	
令和4年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和4年10月1日	事後	
令和4年11月1日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅳリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	